

第1号議案

免許状更新講習の受講に関する規則について

免許状更新講習の受講に関する規則を次のように制定する。

平成21年3月27日

大阪府教育委員会

〔参考〕

〔趣旨〕

教育職員免許法の一部改正による平成21年4月1日からの教員免許更新制の実施に伴い、更新講習を受講できる者、更新講習修了確認を受けるべき者、更新講習を受ける必要がない者等について定める。

〔施行期日〕

平成21年4月1日

〔根拠規定〕

大阪府教育委員会事務決裁規則

第3条 委員会が会議の議決により決裁する事項は、次のとおりとする。

十七 規則及び特に重要な規程の制定改廃に関すること。

免許状更新講習の受講に関する規則

(趣旨)

第一条 この規則は、教育職員免許法施行規則(昭和二十九年文部省令第二十六号)以下「省令」という。及び免許状更新講習規則(平成二十一年文部科学省令第十九号)以下「改正省令」という。に基づき、免許状更新講習の受講に関する事項を定めるものとする。

(更新講習を受講できる者)

第二条 更新講習省令第九条第一項第二号の免許管理者が一定める者は、公立学校の教育職員であつたことのある者である。

委員会事務局職員等といふものうち、教育次長、室長、課長、課長補佐、指導主事、社会教育主事又は管理主事の職にあるもの。

2 2 前号に掲げる者のほか、教育長が定める者

一 める者は、次に掲げる者とする。免許管理者が定める者は、公立学校の教育職員であつたことのある者で

あつて、都道府県、市町村、国立大学法人、公立大

学校教育又は社会教育に関する専門的事項の指導

府内の幼稚園、小学校、中学校、高等学校、中等教

育学校又は特別支援学校を設置する学校法人へ以下

の理事

(更新講習修了確認を受けるべき者)

第三条 改正省令附則第三条第二号の免許管理者が定める

者は、次に掲げる者とする。免許管理者が定める者

一 府内教育委員会事務局職員等のうち、教育長、教育

主事又は管理主事の職にあるもの。

2 2 前号に掲げる者のほか、教育長が定める者

は、改正省令附則第三条第三号の免許管理者が定める者

一 府内公立学校の教育職員であつたことのある者で

あつて、都道府県、市町村又は国立大学法人に勤務し

ているものうち、学校教育又は社会教育に関する専

門的事項の指導等に関する事務に従事しているもの

(更新講習を受ける必要がない者等)

第四条 省令第六十一条の四第二号及び改正省令附則第十一条第一項第二号の免許管理者が定める者は、次に掲げる者とする。一 府内教育委員会事務局職員等のうち、教育長、教育事務長、室長、課長、課長補佐、指導主事、社会教育主任又は管理主任の職にある者。二 前号に掲げる者のほか、教育長が定める者は、省令第六十一条の四第二号の免許管理者が定める者は、次に掲げる者とする。一 府内公立学校の教育職員であつたことのある者であつて、国、都道府県、市町村、国立大学法人、公立大法人大学法人又は独立行政法人に勤務しているもの等に關する事務に従事しているもの。二 政正省令附則第十一条第一項第四号の免許管理者が定める者。三 一 府内教育委員会事務局職員等のうち、教育長、教育事務長、室長、課長、課長補佐、指導主事、社会教育主任又は管理主任の職にある者。二 前号に掲げる者のほか、教育長が定める者は、省令第六十一条の四第二号及び改正省令附則第十一条第一項第五号の表彰等は、次に掲げるものへ免許状の有効期間の満了の日又は教育職員免許法及び教育公務員特例法の一一部を改正する法律へ平成十九年法律第百八号～附則第二条第三項に規定する修了確認期限まで十八年～十年間に受けたものに限る。三 文部科学大臣による表彰規則～平成十五年大阪府教育委員会規則第十三号～第三条第一号に掲げる表彰へ個人に係るものに限る。四 前三号に掲げる表彰のほか、教育長が認める表彰この規則は、平成二十一年四月一日から施行する。